

後期高齢者医療制度の平成 30・31 年度保険料率と平成 30 年度からの保険料軽減制度が改正されます

1 後期高齢者医療制度では、今後見込まれる医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な財政運営を維持するため、2年ごとに保険料率の見直しを行っていますが、平成 30・31 年度の保険料率は、以下のとおり改定されます。

(1) 平成 30・31 年度保険料率

保険料の計算に用いる保険料率は、現行の保険料率から引き下げとなります。

区 分	現行の保険料率 (平成 28・29 年度)	新しい保険料率 (平成 30・31 年度)	増減幅
均等割額 被保険者が等しく負担	年間 41,700 円	年間 41,600 円	▲100 円
所得割率 被保険者が所得に応じて負担	年間 8.19%	年間 7.94%	▲0.25%

●新しい保険料率で計算した各年度保険料は、毎年 8 月以降に各市町村からお知らせします。

(2) 保険料の計算方法

年間保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、個人ごとに計算されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 41,600 \text{ 円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{※1} \\ \hline (\text{総所得金額等} - 33 \text{ 万円}) \times 7.94\% \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{1 年間の保険料}^{\text{※2}} \\ \hline (100 \text{ 円未満切捨て}) \\ \hline \end{array}$$

●年度の途中で加入した方の保険料は、加入した月からの月割で計算します。

●所得の低い世帯の方には、被保険者と世帯主の所得に応じて保険料が軽減されます。

※1：総所得金額等とは、[公的年金収入－公的年金控除]、[給与収入－給与所得控除]、[事業収入－必要経費]等で社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額（土地・建物・株式等の譲渡所得などで特別控除後の額）も含まれます。

※2：1 年間の保険料の上限額（賦課限度額）は 62 万円となります。（平成 29 年度は 57 万円）

2 平成 30 年度からの保険料の軽減措置は、以下のとおり改正されます。

(1) 均等割額が軽減される所得基準の拡大

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が基準額以下の場合には均等割額が軽減されますが、平成 30 年度から 5 割軽減と 2 割軽減の所得基準が拡大されます。

軽減割合	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額	軽減後の均等割額
9割軽減	【33万円】以下で、世帯内の全被保険者それぞれの公的年金収入が80万円以下（その他の各種所得がない）の場合	4,160円/年
8.5割軽減	【33万円】以下の場合	6,240円/年
5割軽減 基準拡大	【33万円+27.5万円 ^{※1} ×被保険者数】以下の場合 ^{※1} 改正前27万円	20,800円/年
2割軽減 基準拡大	【33万円+50万円 ^{※2} ×被保険者数】以下の場合 ^{※2} 改正前49万円	33,280円/年

◎65歳以上（1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。また、専従者控除及び分離譲渡における特別控除は適用されません。

（2）所得割額の軽減特例措置の改正

所得割額の軽減措置は、平成30年度から軽減なしとなります。（平成29年度は2割軽減）※

※平成29年度までは特例的な軽減措置であり、平成30年度以降が法令上の本則です。

（3）被用者保険等の被扶養者であった方の均等割額の軽減特例措置の改正

制度加入の前日に被用者保険等（健康保険組合、協会けんぽ、共済組合等）の被扶養者であった方は、所得割額は賦課されず、均等割額が5割軽減されます。（平成29年度は7割軽減）

なお、平成31年度以降は、資格取得後2年間は5割軽減（3年目以降は軽減なし）となります。*

※平成30年度までが特例的な軽減措置であり、平成31年度以降が法令上の本則です。なお、世帯の所得の低い方は、その所得に応じた均等割額の軽減が適用されます。